

# @あなたの山を地球温暖化防止に役立てませんか! .com



- あなたの山が既に保安林であれば県実施で本数調整伐（間伐）が出来ます。（本人、地元負担はいりません。）  
光の差し込む健全な山にしましょう。

\*但し、この事業は公共事業ですので採択できるかどうかいろいろ条件があります。詳しくはご説明いたしますので下記担当まで連絡ください。  
（必須条件 保安林であること。 公益的機能が期待できること。 民家、道路などの公共施設等に影響がある山であること。 ある程度の面積がまとまっていること。等）



本数調整伐（間伐）実施前



事業実施後

またあなたの山が普通林であってもあきらめずご相談ください。「森林環境保全税」で出来る場合があります。（この場合も本人、地元負担はいりません。）  
但し、両事業とも、一般造林補助事業でなく、県実施の公共事業ですので、実施後の森林に制限が加わります。

（問合先）保安林については

鳥取県八頭総合事務所農林局林業振興課 TEL 0858（72）3829

普通林については

（八頭町内山林）八頭町役場産業課 TEL 0858（76）0208

（若桜町内山林）若桜町役場農林建設課 TEL 0858（82）2238

（智頭町内山林）智頭町役場建設農林課 TEL 0858（75）4113